

『海外滞在者の運転免許証の更新に係る特例について』

海外に中長期にわたり滞在されている方におかれましては、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況において、日本の運転免許証の更新に関してお困りのこともあろうかと存じます。

このたび、警察庁より、運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続を一覧で公表いたしましたため、お知らせいたします。

警察庁ホームページ「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

<措置のポイント（一部抜粋）>

- ・海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。（リンク先画像2枚目）
- ・期限内に更新できなかった場合でも、以下の2つのいずれかにより、帰国後スムーズに免許の再取得ができます。
 - ①免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することが可能です。（画像3枚目）
 - ②外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1ヶ月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することが可能です。（画像4枚目）
- ・また、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）、日本で運転することが可能です。（画像4枚目）
- ・これらに加え、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な運転免許証をお持ちの方は、事前に郵送等で申請いただくことで、運転・更新可能期間を3ヶ月間延長することも可能です（繰り返して申請することも可）。（画像2枚目）

なお、緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに安否確認・支援活動等を行います。まだ登録がお済みでない方、住所などを変更された方、または既に帰国された方は、大使館に連絡するか、以下のリンクから手続きを行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

■在留届（3か月以上滞在される方）登録

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに配信されております。

在ソロモン日本国大使館

EMBASSY OF JAPAN IN SOLOMON ISLANDS

P.O.Box 560, Honiara, Solomon Islands

Tel: +677-22953

※緊急時の専用電話: (国番号) 677-7494469, 7494466

E-mail: japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

HP: https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Twitter: https://twitter.com/JapanEmb_SI